平成２５年（フ）第９１８７号
埼玉県草加市谷塚２丁目27―12―301
債務者　尾形　光昭
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１８８号
東京都練馬区光が丘１丁目１―502
債務者　奥迫　博俊
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９０号
千葉県松戸市松戸新田477―101
債務者　樋口　雄三
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目４－６―101
債務者　綿引　俊昭
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０号
横浜市旭区さちが丘132番地　エメ・リーブ201号
債務者　横山　慶一
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２３号
横浜市鶴見区小野町17番地
債務者　大島規仁こと　姜　　規仁
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２１号
東京都昭島市大神町１丁目12番５号
債務者　岩本　美紀
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６２９号
東京都あきる野市秋川４丁目13番地５クレール秋川201号
債務者　中島　美子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝561番地、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝563番地
債務者　渡辺　茂和
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８６号
栃木県佐野市船越町2075番地
債務者　松井　一也
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1403番地４
債務者　立石矢磨土
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第９１８５号
東京都荒川区町屋２丁目17―23―201
債務者　平林　裕司
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１９４号
東京都大田区池上６丁目22―２―302
債務者　中野　晴宣
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１８６号
東京都八王子市松が谷25―１―203、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区荏田南３丁目８―24
債務者　関口　紀子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６４号
大阪府大東市三箇１丁目12番41号　コスモス住道211号
債務者　押野　彩香
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２５年（ソラ）第１０３号（原審名古屋地方裁判所一宮支部平成２４年（フ）第１９１号）
愛知県一宮市西五城字下須賀34番地１
破産者　今井　雅夫
上記破産事件について、下記２のとおり取消決定が確定したので、併せて３の事項を定める。
1　主文　原決定主文（破産廃止決定）を取り消す。
2　決定確定日　平成25年８月24日
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月１日午前10時45分
名古屋地方裁判所一宮支部